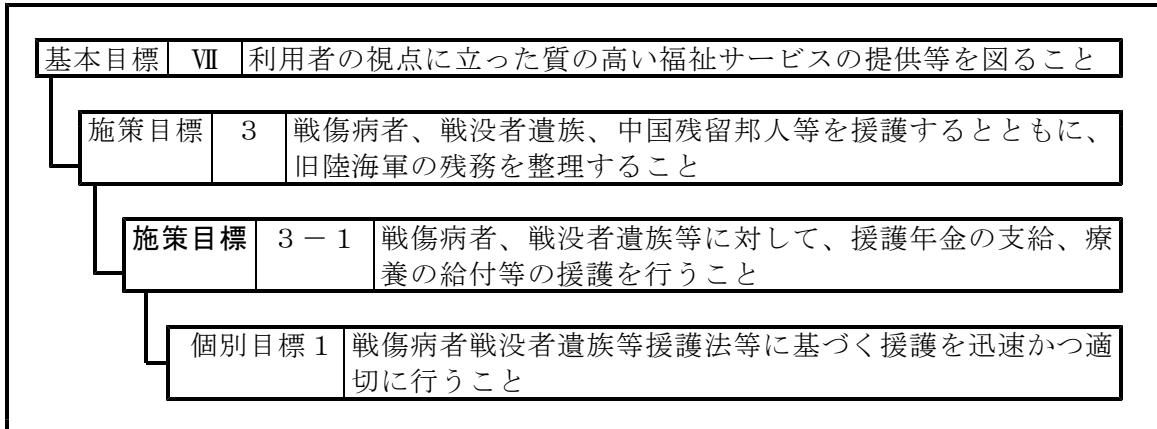


総合評価書

平成20年3月

評価対象名	戦没者の父母等に対する特別給付金制度
主管部局・課室	社会・援護局援護課
関係部局・課室	

1. 関連する政策体系



2. 評価の契機等

戦没者の父母等に対する特別給付金は、最後に残された子を軍人としての公務等により失った父母や、これらの父母と同様の立場にある孫を失った祖父母の精神的痛苦に対して特別の慰藉を行うため、昭和42年に創設された制度であり、5年償還の国債により支給され、償還の終了する5年ごとに継続支給されてきている。現在償還中の国債は、平成15年から7回目継続支給分等として支給されているものであるが、平成19年に償還を終了すること等から、平成20年から特別給付金の8回目の継続支給等を行うかどうかについて、検討を行う必要がある。

3. 評価の方法等

(1) 評価の観点

戦没者の父母等に対する特別給付金の8回目継続支給等を行う必要があるか。

(2) 収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いて行った分析・測定の方法

- 以下のデータ等を用いて分析を行う。
 - ①これまでの特別給付金支給の推移（別添参照）
 - ・支給開始年
 - ・額面
 - ・支給対象者数（見込み件数）
 - ・支給件数
 - ②8回目継続支給等を行う場合の支給対象者の状況
 - ・支給対象者数の見込み

・支給対象者の平均年齢 等

4. 評価結果等

(1) 評価結果（問題点及びその原因）

特別給付金の8回目継続支給等を行う場合、支給対象者数の見込みは120人であり、現行の特別給付金の7回目継続支給等の支給対象者数より減少し、少数となっている。また、支給対象者の平均年齢は93歳と推計され、戦没者の父母等は著しく高齢化している。

また、財団法人日本遺族会から「この特別給付金は、過ぐる大戦において、その最愛の子や孫を失い、しかも、その為子孫が絶えたという特別な事情にある老父母に対して、国としてこれら遺族の精神的痛苦を慰藉するために支給されるものであり、その趣旨に鑑み、平成20年以降もさらに継続し、現在の社会情勢に見合った額に増額されるよう特段の配慮をお願いしたい。」との要望が寄せられている。

(2) 今後の検討の方向性

最後に残された子を軍人としての公務等により失った父母や、これらの父母と同様の立場にある孫を失った祖父母については、著しく高齢化している状況にあり、その最愛の子や孫を国に捧げ、そのために子孫が絶えたという言い知れぬ寂寥感や孤独感があることから、このような戦没者の父母等の精神的痛苦に対して国として引き続き慰藉を行う必要があると考えられ、関係機関と調整し、所要の法改正を行うことが必要である。

※ 以下は、原則としてフォローアップ時に記入する。

5. 評価結果の反映状況

6. その他

(1) 評価の実施過程において明らかになった課題

(2) 外部有識者等の活用状況

(3) パブリックコメント等を行った場合はその意見